

令和元年度 行政評価表

| | |
|-----|------------------|
| 担当課 | 保険医療課 |
| 章名 | 第2章健康で心安らぐまちに暮らす |
| 節名 | 第5節障害者の生活・自立支援 |
| 施策名 | 2. 障害福祉サービスの充実 |

| | | |
|-------|-------|--|
| 施策の内容 | 目指す姿 | 障害のある人も、ない人も、互いに尊重し、地域で自立した生活を送っています。 |
| | 現状と課題 | <p>高齢化はもとより、発達障害や高次脳機能障害への対応が求められるなど支援を必要とする障がい者は年々増加しています。障害の有無にかかわらず地域の中で安心して暮らしていける社会の実現を目指していく必要があります。</p> <p>平成25年4月障害者自立支援法が、新たに「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」として施行され、障がいの範囲の見直しや地域生活支援事業の拡充が行われていますが、障がいの生活上の困難は個人によって異なり、個々のニーズに応じた生活の相談支援や福祉サービスの充実を図る必要があります。</p> <p>また、障がい者が地域において自立して生活するためには、就労支援や社会参加が重要です。そのために就労の場の確保や、文化活動等への参加機会の拡充などが必要となっています。</p> |

| まちづくり目標値 | 指標名 | 現状(平成30年度) |
|----------|-----|------------|
| (1) | | |
| (2) | | |
| (3) | | |
| (4) | | |

| 成果指標の推移 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | 平成29年度実績 | 平成30年度実績 | 令和元年度実績 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| (1) | | | | | |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------|--------|-------------|--------|-----|---------|--------|
| 行政評価表(事業評価一覧)合計 | 当初予算額 | 決算額 (単位:千円) | | | | |
| | | 決算合計 | 国・県補助 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 |
| | 89,628 | 76,890 | 33,356 | 0 | 0 | 43,534 |

| | | | |
|----------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 今年度の施策達成度 | A | A | 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%) |
| | | B | 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%) |
| | | C | 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%) |
| 施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果) | | <p>重度心身障害者に対し、医療機関等を受診した際の一部負担金等について助成金を支給(町内医療機関は窓口払い廃止済)し、経済的な負担軽減を図った。</p> <p>参考 H29実績 78,602,442円 757人 H30実績 84,082,944円 763人 R1 実績 76,890,188円 755人</p> | |

| | | |
|------------|-------------------|---|
| 施策実現のための課題 | 施策を取り巻く環境の変化について | 平成27年1月に埼玉県が対象者の見直し(新規手帳取得者に年齢要件を導入)を行ったことに伴い、町も同様に実施。 |
| | 住民ニーズの変化について | 当該事業及びH27年度から実施した窓口払いの廃止について継続した実施を希望している。 |
| | 展開した事業は適切であったか | 重度心身障害者が医療機関等を受診した際の一部負担金について、本人及び家族を含め経済的な負担軽減を図ることができた。 |
| | 施策を達成するうえでの障害について | 窓口払いの廃止により、頻回・重複受診が増加し医療費負担増となることが懸念される。 |

| | |
|---------------------|--|
| 次年度以降における施策の具体的な方向性 | 令和4年10月から所得制限を導入する(埼玉県では平成31年1月から導入済)。 継続的な制度運営のため、新規対象者を適正に認定するとともに、医療機関等への適正受診について勧奨する。 |
|---------------------|--|

| | |
|----------------------|--|
| 第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況 | 子どもから高齢者まで安心・安全に住み続けることができるまちづくりへの取組のうち、障がい者とその家族への経済的支援に寄与した。 |
|----------------------|--|

令和元年度 行政評価表

| | |
|-----|------------------|
| 担当課 | 保険医療課 |
| 章名 | 第2章健康で心安らぐまちに暮らす |
| 節名 | 第6節社会保障の充実 |
| 施策名 | 1. 医療保険制度の適切な運営 |

| | | |
|-------|-------|---|
| 施策の内容 | 目指す姿 | 様々な支援制度により、支援を必要とする人の暮らしが守られています。 |
| | 現状と課題 | <p>すべての人が安心して生活できるよう自立した生活を支援するとともに、地域のつながりや助け合いを大切にすることで、年金、医療、介護の健全運営に努めていく必要があります。</p> <p>国民年金は、老後の生活の支えとして大きな役割を果たすことから、制度の安定に向け、周知を図っていく必要があります。</p> <p>高齢化が進む中で、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の運営は厳しい状況にあり、特定健康診査、特定保健指導の推進等により、医療費の適正化を進め、制度の健全運営に向けた取組が必要となっています。</p> <p>介護保険事業は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みですが、必要な介護サービスが必要な時に受けられるように、介護保険事業計画を策定し、安定した運営を行う必要があります。</p> <p>また、生活保護制度は、生活に困窮する人に対し、最低生活を保障するものですが、自立を助長するため、生活保護の実施機関である県福祉事務所と連携を図り、就労支援や学習支援を推進する必要があります。</p> |

| まちづくり目標 | 指標名 | 現状(平成30年度) |
|---------|-----------|------------|
| (1) | 特定健康診査受診率 | 53% |
| (2) | | |
| (3) | | |
| (4) | | |

| 成果指標の推移 | | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | 平成29年度実績 | 令和30年度実績 | 令和元年度実績 |
|---------|--|----------|----------|----------|----------|---------|
| (1) | | 54% | 55% | 54% | 53% | 53% |
| (2) | | | | | | |
| (3) | | | | | | |
| (4) | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------|-----------|-------------|-----------|-----|---------|-----------|
| 行政評価表(事業評価一覧)合計 | 当初予算額 | 決算額 (単位:千円) | | | | |
| | | 決算合計 | 国・県補助 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 |
| | 4,371,475 | 3,980,716 | 2,551,944 | 0 | 176,477 | 1,252,295 |

| | | | |
|----------------------------|---|--|---------------------------------------|
| 今年度の施策達成度 | A | A | 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%) |
| | | B | 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%) |
| | | C | 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%) |
| 施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果) | | <p>1 国民健康保険の充実:被保険者の高齢化や医療技術の進歩等により医療費が年々増加しているが、財源を適正に確保し、被保険者の皆様に必要な医療を受けていただくことができた。</p> <p>2 特定健康診査の充実:特定健康診査について県内の状況を見てみると、平成31年度市町村平均受診率が42.6%であるのに対し本町の受診率は53.8%で、平成20年度の制度開始以来県内上位の成果を上げており、平成22年度以降は県内1位の受診率を維持している。このことが、医療費の適正化に寄与しているところである。</p> <p>3 後期高齢者医療制度は、高齢化の進展に伴い、被保険者数が年々増加している。そのような中、保険料の徴収、被保険者に対する健康診査の実施、療養給付費の支給を適正に実施した。</p> | |

| | | |
|------------|-------------------|---|
| 施策実現のための課題 | 施策を取り巻く環境の変化について | <p>国保:国民健康保険は、平成30年度から都道府県化が開始された。これにより、今後は県が国保の運営主体となり、町は県が示す標準保険料率、納付金により国民健康保険税の税率を定める必要がある。</p> <p>後期:高齢化に伴い、被保険者数が毎年度約1割程増加している。保険料の適正な収納管理が必要となっている。また、制度改正に伴い、保健事業を充実させる必要がある。</p> |
| | 住民ニーズの変化について | <p>国保:国民健康保険は他の保険に加入できない方が被保険者となるため、高齢化や景気の低迷に伴い、年金生活者や非正規雇用者が加入者の大半を占めてきている。</p> <p>後期:被保険者は75歳以上の高齢者であるため、保険料の徴収、保健事業の実施等制度運用にあたっては、理解を得やすいよう周知の方法や内容などを考慮する必要がある。</p> |
| | 展開した事業は適切であったか | <p>国民健康保険・後期高齢者医療制度とも法定事業である。歳出の大部分が保険給付費であり医療費が増加する中、健診事業の受診率を高い水準で維持し、医療費の適正化も図りながら事業を実施することができた。</p> <p>後期:高齢者ができる限り自立した生活を長く送ることができるよう保健事業を実施したほか、療養給付費の支給、保険料の徴収を適正に実施した。</p> |
| | 施策を達成するうえでの障害について | <p>国保:国民健康保険の都道府県化が開始されたが、国保が抱える年齢構成および医療費水準が高いといった構造的な問題は解決されていない。都道府県化にあたり国費が投入されるが、国は国保財政の赤字解消を進める方針で、一般会計からの法定外繰入について令和5年度までにその解消が求められており、被保険者への負担が増加する可能性がある。</p> <p>後期:保険料徴収、保健事業の実施のいずれも、関係部署との連携が必要となる。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 次年度以降における施策の具体的な方向性 | <p>1 町は県が示す標準保険料率、納付金により国民健康保険税の税率を定める必要がある。被保険者の状況・近隣市の税率などに考慮しながら、計画的で公平性のある税の設定をしていく必要がある。</p> <p>2 糖尿病性腎症重症化予防の受診勧奨を継続するとともに、県の共同事業に参加し重症化予防を推進し糖尿病重症化リスクを抑え、医療費の削減に努める。</p> <p>3 後期高齢者医療制度においては、制度改正により「後期高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施」を行う必要がある。関係部署との連携を図りながら取り組む。</p> |
|---------------------|--|

| | |
|----------------------|--|
| 第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況 | <p>更なる医療費の適正化を図るため、レセプトデータ等を分析し、医療費の抑制に向けた取り組みが必要である。また、特定健康診査については、広報・ホームページなどで周知徹底に努めることにより、高い受診率の維持に寄与している。</p> <p>子どもから高齢者まで安心・安全に住み続けることができるまちづくりへの取組のうち、高齢者の自立した生活を促すとともに、健康管理意識が向上するよう寄与した。</p> |
|----------------------|--|

令和元年度 行政評価表

| | |
|-----|------------------|
| 担当課 | 保険医療課 |
| 章名 | 第2章健康で心安らぐまちに暮らす |
| 節名 | 第6節社会保障の充実 |
| 施策名 | 2. 国民年金制度の理解促進 |

| | | |
|-------|-------|---|
| 施策の内容 | 目指す姿 | 様々な支援制度により、支援を必要とする人の暮らしが守られています。 |
| | 現状と課題 | <p>すべての人が安心して生活できるよう自立した生活を支援するとともに、地域のつながりや助け合いを大切にすることで、年金、医療、介護の健全運営に努めていく必要があります。</p> <p>国民年金は、老後の生活の支えとして大きな役割を果たすことから、制度の安定に向け、周知を図っていく必要があります。</p> <p>高齢化が進む中で、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の運営は厳しい状況にあり、特定健康診査、特定保健指導の推進等により、医療費の適正化を進め、制度の健全運営に向けた取組が必要となっています。</p> <p>介護保険事業は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みですが、必要な介護サービスが必要な時に受けられるように、介護保険事業計画を策定し、安定した運営を行う必要があります。</p> <p>また、生活保護制度は、生活に困窮する人に対し、最低生活を保障するものですが、自立を助長するため、生活保護の実施機関である県福祉事務所と連携を図り、就労支援や学習支援を推進する必要があります。</p> |

| まちづくり目標値 | 指標名 | 現状(平成30年度) |
|----------|-----|------------|
| (1) | 納付率 | 67.0% |
| (2) | | |
| (3) | | |
| (4) | | |

| 成果指標の推移 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | 平成29年度実績 | 平成30年度実績 | 令和元年度実績 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| (1) | 59.8% | 62.4% | 64.2% | 67.0% | 68.5% |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------|-------|-------------|-------|-----|---------|------|
| 行政評価表(事業評価一覧)合計 | 当初予算額 | 決算額 (単位:千円) | | | | |
| | | 決算合計 | 国・県補助 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 |
| | 0 | 201 | 137 | 0 | 0 | 64 |

| | | | |
|----------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 今年度の施策達成度 | A | A | 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%) |
| | | B | 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%) |
| | | C | 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%) |
| 施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果) | | 令和元年度実績 納付率68.5% 免除率37.3% (平成30年度実績 納付率67.0% 免除率35.7%) 社会保険適用の拡大の影響等により、国民年金の加入者数は減少している一方で、厚生年金の加入者数は増加傾向にある。このような状況下において 国民年金保険料の納付率は向上すると同時に免除率も増加しており、国民年金制度の周知と理解が図られていると考えられる。 | |

| | | |
|------------|-------------------|---|
| 施策実現のための課題 | 施策を取り巻く環境の変化について | 少子高齢化が進むなか、制度の持続性を高め、将来世代の年金水準の確保をするため、安心な年金制度の構築が求められている。 |
| | 住民ニーズの変化について | 老齢年金の受給資格期間が10年に短縮されたことにより、年金の受給を諦めていた方からの加入期間や保険料納付状況の相談が増加している。 |
| | 展開した事業は適切であったか | 法定受託事務であり、国の制度に基づき適切に行っている。 |
| | 施策を達成するうえでの障害について | 少子高齢化により、公的年金制度への不安と不信感がある。 |

| | |
|---------------------|---|
| 次年度以降における施策の具体的な方向性 | 老齢年金の受給資格期間が25年から10年に短縮され、加入者の年金受給権を確保するため、遡及免除の申請や追納制度の周知を広報いな、ホームページにて重点的に行う。 |
|---------------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| 第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況 | 広報いな、ホームページなどを通して年金情報を掲載し、国民年金制度の周知を図っており、また、社会保険オンラインシステムを利用し、迅速に窓口対応を行っている。 |
|----------------------|---|

令和元年度 行政評価表

| | |
|-----|------------------|
| 担当課 | 保険医療課 |
| 章名 | 第3章豊かな心を育むまちに暮らす |
| 節名 | 第1節子ども・子育て支援の充実 |
| 施策名 | 3. 子育て家庭の支援 |

| | | |
|-------|-------|---|
| 施策の内容 | 目指す姿 | 多様な保育サービスの提供や子育て支援の充実により、安心して出産・子育てのできるまちになっています。 |
| | 現状と課題 | <p>安心して子供を産み育てられるよう、妊娠期や出産期、乳幼児期などにおける母子保健活動の充実を図る必要があります。全国的に家庭や地域の子育て力が低下し、育児に不安や悩みを抱く親が増加し、児童虐待などが問題になっています。また、共働き家庭の増加により保育所の入所希望者は増え、本町での保育所の園児はこの5年間で1.7倍になり、待機児童も増加傾向にあります。</p> <p>子育て中の親たちを支援するため、本町では地域子育て支援センターや保育所を中心とした相談体制の整備を図るとともに多様化するニーズに対応した保育サービスの提供や、待機児童解消に向けた民間保育所の誘致などに取り組んできました。また、放課後児童クラブは需要が高まっており、一層の充実を図る必要があります。</p> <p>国においては、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まりですが、本町でも新制度に沿った新たな子育て支援策を積極的に推進していく必要があります。</p> |

| まちづくり目標値 | 指標名 | 現状(平成30年度) |
|----------|-----|------------|
| (1) | | |
| (2) | | |
| (3) | | |
| (4) | | |

| 成果指標の推移 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | 平成29年度実績 | 平成30年度実績 | 令和元年度実績 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| (1) | | | | | |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |

| 行政評価表(事業評価一覧)合計 | 当初予算額 | 決算額 (単位:千円) | | | | |
|-----------------|---------|-------------|--------|-----|---------|---------|
| | | 決算合計 | 国・県補助 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 |
| | 210,096 | 189,007 | 22,041 | 0 | 0 | 166,966 |

| | | | |
|----------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 今年度の施策達成度 | A | A | 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%) |
| | | B | 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%) |
| | | C | 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%) |
| 施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果) | | <p>○子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給し子育て世帯の経済的負担軽減を図った。平成29年10月から所得制限を設けた上で支給対象を高校生世代へ拡大、平成31年4月から所得制限廃止し全世帯を対象とすることで、今まで以上に子育て支援が充実した。</p> <p>H30実績 174,139,937円7,908人 R1実績 172,168,718円8,067人</p> <p>○ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するとともに経済的負担軽減を図った。</p> <p>H30実績 16,378,189円700人 R1実績 16,838,189円738人</p> | |

| | | |
|------------|-------------------|--|
| 施策実現のための課題 | 施策を取り巻く環境の変化について | 子育て支援に関する様々な事業が展開されるなか、子育て世帯への支援を充実するため子ども医療費の助成対象年齢を18歳(高校生世代)まで拡大した。 |
| | 住民ニーズの変化について | 窓口払いの廃止について、継続した実施を望んでいる。 |
| | 展開した事業は適切であったか | 子どもやひとり親家庭等が医療機関等を受診した際の一部負担金を助成することにより、経済的な負担軽減を図ることができた。 |
| | 施策を達成するうえでの障害について | 医療費の自己負担がなくなることから、軽微な傷病で医療機関等を受診するなどの医療費負担増が懸念される。 |

| | |
|---------------------|---|
| 次年度以降における施策の具体的な方向性 | <p>○令和2年4月から導入した小学生以上の子どもの保護者への町税等の完納要件を継続する。</p> <p>○持続的な制度運営のため、新規対象者を適正に認定し、医療機関等の適正な受診勧奨を進める。</p> |
|---------------------|---|

| | |
|----------------------|--|
| 第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況 | 子どもから高齢者まで安心・安全に住み続けることができるまちづくりへの取組のうち、子ども・子育て家庭への経済的支援に寄与した。 |
|----------------------|--|